

鹿児島高専テクノクラブ号の使用に関する申し合わせ

令和6年4月25日

校長 裁定

(趣旨)

第1条 この申し合わせは、鹿児島工業高等専門学校公用自動車運行管理要項（平成19年10月12日運営会議決定）（以下「要項」という。）第9条に基づき、鹿児島高専テクノクラブから寄附された鹿児島高専テクノクラブ号（以下「KTC号」という。）の運行及び管理について必要な事項を定める。

(使用目的)

第2条 KTC号は、以下の事由に該当する場合に使用できるものとする。

- (1) 鹿児島高専テクノクラブに関する用務に供するとき
- (2) 地域共同テクノセンターに関する用務に供するとき
- (3) 企業や自治体等との協働・連携に関する用務に供するとき

2 上記の目的以外でも、KTC号の使用予定がない場合、使用できるものとする。ただし、予約後に第1項の事由によりKTC号の使用が求められた場合、公用自動車管理責任者は予約を取り消すことができるものとする。

(その他)

第3条 その他、本申し合わせに具体的記載のない事項については、公用自動車管理責任者の判断によるものとする。

附 則

この申し合わせは、令和6年4月25日から施行する。

附 則

この申し合わせは、令和7年4月9日から施行し、令和7年4月1日から適用する。